

宣德九年（一四三四）五月初一日 琉球国中山王臣尚巴志

注 (1) 勅諭 (〇一一二)。

(2) 装載して京に赴き この後に原文では「除具奏啓外、今將收買物件、備開移咨、施行、須至咨者、今開」の語があるが、本文書とほぼ同文の国王咨（一六二三）からの誤入である。  
(3) 礼部に移咨（一六二三）。収買の価格について詳細に記す。参照のこと。

(4) 二百四十六字 誤入の字句を除くと二四七字となる。

1-12-12

国王尚巴志の、国王および王相懷機に対する頒賜に謝して進貢する奏・啓（一四三四、五、一）

琉球国中山王臣尚巴志、謹んで奏す。謝恩の事の為にす。

宣德八年（一四三三）六月内、欽差の内官柴山・内使阮漸、勅諭を齎捧して国に到り、綵幣を頒賜し、及び王相懷機に絨錦・紵糸を賜うを蒙る。此れを欽む。欽遵して各々領受するを除くの外、今、使者南米結制等を遣わし、表箋文各一道を齎捧し京に赴き謝恩せしむ。臣尚巴志、謹んで備うる貢物は金箔彩色屏風四扇・洒金竜鳳並びに花紋紅漆果合八個・泥金彩色扇五百把・金包靶結束金銀竜長刀二把・金結束並びに螺鈿殼腰刀二把・銀結束並びに螺鈿腰刀四把・金貼銅結束並びに螺鈿紅漆腰刀七十四把・金鍍銀并

びに金貼銅結束螺鈿等様袈刀三十把・硫黄四万斤・沙魚皮四千張・各様磨刀石六千三百三十斤・螺殼八千五百個・海巴五百五十万個なり。随扈して、王相懷機、謹んで備うる貢物は金箔彩色屏風二扇・金包靶結束虎豹銀竹長刀二把・金鍍銀結束銀竹腰刀二把・海獺皮一百張なり。二項の貢物は、仍お使者南米結制等を遣わして管送し、俱に附搭を行い、欽差の内官柴山・内使阮漸の公幹の来船三隻に装載して京に赴き進貢し謝恩せしむ。礼部に咨するに及ぶの外、謹んで具して奏聞す。

右、謹んで奏す

宣德九年（一四三四）五月初一日 琉球国中山王臣尚巴志

注 (1) 勅諭 (〇一一〇)。懷機への頒賜の目録は(四三一一)。

(2) 王相 察度王統から第一尚氏王統初期の官職名で、国相とも呼んだ。「世譜」は懷機を国相と記す(次注参照)。

『明実録』には、「洪武二十七年三月己酉、命授琉球国王相垂蘭匏秩正五品、…其国中山王察度、為請於朝、以垂蘭匏掌国重事、乞陞授品秩、…詔皆從其請、俾其王相秩、同中国王府長史、称王相如故、(略)」および「永樂九年四月癸巳、…琉球国中山王思紹、遣使…并以長史程復来表言、長史王茂輔翼有年、請陞茂為国相兼長史事、又言、復饒州人、輔其祖察度四十余年、勤誠不懈、今年八十有一、請命致仕還其郷、從之、陞復為琉球国相兼左長史、致仕還饒州、茂為琉球国相

兼右長史、(略)」の記事がある。この他、懐機が琉球国王相府王相と称していること、長史程復が洪武二十九年正月己巳に入貢の際には典簿(後出参照)とあることを指摘した小葉田淳は、明朝の王府長史司(『明史』巻七五、職官四「(略)洪武三年置王相府、左右相各一人、…十三年并罷王相府、陞長史司為正五品、置左右長史各一人、典簿一人(略)」)と琉球国の王相、長史などは関連があるとする(『増補中世南島通交貿易史の研究』臨川書店、平成五年、一一六―一八頁)。なお明朝の王府については(〇一―三二)注(54)、(〇一―三三)注(95)、尚寧王代以降の国相については序、注(3)を参照。

(3) 懐機 生没年不詳。『明実録』永樂十六年二月乙未・三月壬子の条に長史として入貢の記事がある。『歴代宝案』巻四三「山南王併懐機文稿」中、懐機に関わる文書は宣徳三年(一四二八)から正統五年(一四四〇)までで、いずれも王相と記される。これらの文書は懐機の行動と権力を具体的に示している。『世譜』は「宣徳初、懐機統王茂任国相、仕至尚金福代…」と記し、『球陽』は巻二、尚金福王二年に「国相懐機、築長虹堤以建長寿神社」と記す。

(4) 領受 受納、受領。

(5) 南米結制 内官柴山の船で日本を経て中国へ赴くはずのところ、直接中国へ向った。(一一二―一三)参照。『明実録』宣徳十年二月戊辰の条にこの時の南米結制の入朝の記述がある。

(6) 随抛 『歴代宝案』の使用例によれば、何らかの事由をうけてそれに抛って、の意。ここでは懐機に対する頒賜の記述に

抛って。

(7) 海獺皮<sup>カウズヒ</sup> らつこの毛皮。

(8) 礼部に咨(一六―二二)。貢物について詳細に記す。参照のこと。

1-12-13

国王尚巴志の、日本に使すべき内官柴山の非違不法を報ずる奏・啓(一四三四、□、□)

琉球国中山王臣尚巴志、謹んで奏啓す。開読の事の為にす。

宣徳八年(一四三三)六月二十二日、欽差の内官柴山等、勅諭<sup>①</sup>を齎捧して国に到るを蒙り、開読するに、並びに勅諭一通を遣わす。王、人を遣わし齎去して日本国王に与え、其れをして遣使し、往来和好し及び買売生理して、同に太平の福を享けしめよ、とあり。此れを欽む。遵うを除き、即日、又、欽差の内官柴山等の説を承准するに、就ち来船三隻を駕して、買辦完るの日、同に日本国に去きて開読せんとす、と。除外に縁りて欽承の官錢にて買辦せる屏風等の件、自進の方物は、欽差の内官柴山・内使阮漸等の船三隻に装載す。事完りて、宣徳九年五月初一日、即ち使者南米結制等を差わし、通事李敬及び撰撥の火長並びに精壯の人等七十名、及び米糧等の物と同に分ちて各船に装載し、勅諭一道を齎捧し、欽差の内官柴山等の船三隻に随同して附搭し護送して、日